

各種保険手続きについて

病院においての治療費の支払いは、かかった費用のうち健康保険の自己負担金分を窓口で支払うのですが、補装具の場合は「療養費の立替払い」という形態をとり、一度補装具製作会社に補装具代金を全額支払い、後から健康保険に申請し、保険負担分を返金する手続きをとる事となっています。

◆◇◆全国健康保険協会・組合保険・共済組合の方は◆◇◆

装具代金を健康保険へ申請するには次の三通が必要です。

- ★医師の証明書
- ★当社発行の領収書
- ★療養費支給申請書（各申請先の窓口等にございます）

【 代金の請求先 】

- 全国健康保険協会・・・各事業所または管轄の健康保険協会
- 組合保険・・・各所属の健康保険組合
- 共済組合・・・各所属の共済組合

※申請書を記入する際には被保険者の振り込み口座が分かるもの・健康保険証が必要です。

※マイナンバー・印鑑が必要な場合もあります。

◆◇◆国民保険・後期高齢者医療の方は◆◇◆

下記の書類等を市区町村役場へご持参ください。

- ★医師の証明書
- ★当社発行の領収書
- ★健康保険証
- ★振り込み口座が分かるもの（預金通帳等）

※国民保険の方は基本・世帯主、後期高齢者医療の方は本人様の口座となります。

- ★各種医療証（お持ちの方のみ）

◎代金の請求先・・・市区町村役場の国民保険・後期高齢者医療の係（窓口にて申請書を受け取り、ご記入ください。）

※市区町村役場によってはマイナンバー・印鑑が必要な場合もあります。

※ご家族様が申請に行かれる場合にはご家族様の本人確認、書類や委任状が必要な場合があるため、市区町村役場へご確認ください。

◆◇◆労働災害・通勤災害の方は◆◇◆

★医師の証明書

★当社発行の領収書

★申請用紙

※労働災害の方は、療養補償給付たる費用申請書 様式第7号(1)が必要です。

※通勤災害の方は、療養補償給付たる費用申請書 様式代16号5(1)が必要です。

【全額返金されます。】

◎代金の請求先・・・各事業所経由労働基準監督署

※申請書を記入する際には振り込み口座が分かるものが必要です。

《 助成金請求について 》

① 医療費助成

病気・けがで健康保険を適用した場合、被保険者・被扶養者には2割～3割の自己負担金がかかりますが、公衆衛生の向上や経済的弱者を救済する社会福祉的な目的の為、医療費を国や地方自治体で負担する制度があります。

【乳幼児医療費助成】【障害者医療費助成】【ひとり親家庭医療費助成】等ありますが、収入や各種制限があり、各助成とも【医療証】が交付されないと対象になりません。補装具代金にも、この制度が適用され、各医療証をお持ちの方は自己負担金分の返金を受ける事ができます。

この手続きには医師の証明書の写し（コピー）・装具代領収書の写し（コピー）が必要になります。健康保険へ申請される前に必ずコピーをとっておいてください。

先に健康保険へ申請していただき、支払い決定通知書（健康保険へ申請し、返金され

た後、ご自宅に送付されます。)を受領後、お住まいの市区町村役場へ申請してください。

※国民保険・後期高齢者医療へご加入の方は、健康保険への申請と一括して申請可能ですのでコピーは不要となります。

《申請に必要な書類》

- ★健康保険証
- ★医療受給者証
- ★医師の証明書の写し（コピー）
- ★装具の領収書の写し（コピー）
- ★支払い決定通知書
- ★印鑑（不要な市区町村もあります）
- ★振り込み口座の分かるもの（預金通帳等）

☆☆☆この申請をされる事によって自己負担分が返金されます。☆☆☆

※自己負担金が21,000円を超える場合は市区町村役場により必要項目が変わる場合もございますので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

② 日本スポーツ振興センター

幼稚園から高等専門学校までの児童・生徒が、通学途中や学校内でケガをした場合、日本体育・学校健康センターより、医療費が支給されます。その内訳は、医療費の自己負担金額3割分プラス1割で、補装具代金の4割分の金額が支払われます。

《申請に必要な書類》

- ★装具の領収書の写し（コピー）
- ★日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払い請求用紙
《別紙3(6)治療用装具/生血 明細書》